

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和2年度）

神奈川県横浜市中区元町1丁目11番地

横浜高速鉄道株式会社
代表取締役社長 鈴木 伸哉

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
横浜駅	・旅客トイレのバリアフリー機能の分散配置	予定通り供用開始
新高島駅	・エスカレーターの増設	予定通り供用開始
馬車道駅	・可動式ホーム柵の整備	予定通り供用開始
元町・中華街駅	・可動式ホーム柵の整備	予定通り供用開始

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
声掛けサポート運動の継続実施	係員からの声掛けを積極的に実施し、必要に応じて誘導案内等の支援を行います。	実施しました

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
案内サインの改善	文字の大型化やJISピクトによる案内など、見やすさに配慮した看板に変更するとともに、周辺地区の情報を拡充します。	馬車道駅にて着手、他駅順次実施（2021年度まで）

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接遇研修の実施	・係員からの声掛けを積極的に実施し、必要に応じて誘導案内等の支援を行います。	実施しました
サービス介助士資格取得の推進	駅係員を対象に、資格取得講座を受講させ、新入社員をはじめとした未取得者の資格取得を推進します。	新規配属者に対して講習を行いました

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

「声かけサポート運動」を継続的に実施し、駅係員からの声かけを強化するとともに、お客様への理解・協力を求めることで、誰もが利用しやすい環境整備を図ります。
--

(3) その他

特になし

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（令和2年度）

神奈川県横浜市中区元町1丁目11番地

横浜高速鉄道株式会社
代表取締役社長 鈴木 伸哉

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	改修等の計画はありません	

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
声かけサポート運動の継続実施	係員からの声掛けを積極的に実施し、必要に応じて誘導案内等の支援を行います。	実施しました

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	車両関係の計画はありません。	

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接遇研修の実施	係員からの声掛けを積極的に実施し、必要に応じて誘導案内等の支援を行います。	実施しました
サービス介助士資格取得の推進	駅係員を対象に、資格取得講座を受講させ、新入社員をはじめとした未取得者の資格取得を推進します。	実施しました

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

予定有りません

(3) その他

ありません

II 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和2年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数	案内設備のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通鉄道（その他）	9編成 (54両)	9編成 (54両)	9編成	0編成	0編成	9編成	9編成
（合計）	9編成 (54両)	9編成 (54両)	9編成	0編成	0編成	9編成	9編成

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第3号様式)

注1. 鉄道の種類の欄には、新幹線鉄道、普通鉄道（特急等車両）、普通鉄道（その他）、懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道又は浮上式鉄道の別を記入すること。

2. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している編成の数を記入すること。

3. 車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数の欄、便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数の欄及び案内設備のある編成数の欄には、それぞれ公共交通移動等円滑化基準省令第32条第1項、第3項及び第5項の基準に適合している編成の数を記入すること。

4. 車両間転落防止設備のある編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第33条第1項の基準に適合している編成の数を記入すること。

5. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

6. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

7. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。